

## 川崎区区民アンケート実施要綱

### (目的)

第1条 川崎区区民アンケート（以下「アンケート」という。）は、区に対する区民の意識を多面的に調査することにより、区政運営及び地域課題解決の参考とすることを目的とする。

### (調査の設計)

第2条 調査の設計は、次のとおりとする。

- (1) 調査地域 川崎市川崎区全域
- (2) 調査対象 川崎市川崎区在住の満18歳以上の男女個人
- (3) 母集団 住民基本台帳

### (調査内容)

第3条 調査は、「個別調査」及び「属性調査」について行うものとする。

### (調査項目)

第4条 個別調査は、原則として次の項目について調査する。

- (1) 区政に対する評価と要望
- (2) 市民活動及び地域活動への参加

2 属性調査は、回答者の属性を調査するもの（フェイスシート）とし、統計資料及び内容分析に使用するものとする。

### (調査結果の活用)

第5条 区長は、調査結果を関係各方面に周知するとともに、区政運営及び地域課題解決に活用するものとする。

### (個人情報 の 適正管理)

第6条 アンケートの実施にあたり、その事務に従事する者は、当該事務により収集した個人情報を、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重かつ適正に

管理する。

(統括的事務処理の所管)

第7条 アンケートに関する統括的事務処理は、川崎区役所まちづくり推進部  
企画課が所管する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アンケートの実施に関して必要な事項  
は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。